

40
十二

勅授

丙
五七五

立案 昭和二年十一月九日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長

宗秩寮總裁



宮内事務官



社會局部長宇座榮夫叙位，件

昭和二年十一月九日
宣旨
宣旨
宣旨

宮内省

裏面白紙

(種村納)

150



社會局部長守屋榮夫 叙

位、件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二年十一月九日

内閣總理大臣男爵田中義一



内閣

21 / 151

内位第四三五號

案起
昭和二年十月九日

裁可
二年十月九日

施行
年月日

内閣總理大臣了

内閣書記官長

内閣書記官長

社會局部長守屋榮夫敘位
ノ件

内閣

裏面白紙

152

内閣 内位第四三五号

在京

敍從四位正十一年十一月十日二年十月卅一日三年以社會局部長正五位勳四等 守屋 榮夫

右文武官敍位進階内則第二條ニ依リ謹テ奏ス

昭和二年十一月八日

内務大臣 鈴木喜三郎



内務省

裏面白紙

154

内務省

内務大臣
官房
甲第一一三四號

別紙 守屋 榮夫 叙位 一件

上奏書進達ス

昭和二年十一月八日

内務大臣 鈴木喜三郎



内閣總理大臣男爵田中義一殿